

# 日本国憲法成立過程における 極東委員会の役割と限界 (2)

西 修

- 1 はじめに
- 2 前身としての極東諮問委員会
- 3 極東委員会および連合国対日理事会付託条項の成立  
(以上、『法学論集』60号)
- 4 極東委員会の始動
- 5 『憲法改正草案要綱』の承認とその波紋
- 6 『憲法草案』の決定
- 7 総選挙の期日延期をめぐる(以上、本号)

## 4 極東委員会の始動

### (1) マッカーサーの決意

マッカーサーがいつの段階で、総司令部においてみずから日本国憲法案の改正に着手しようと考えたのか。この問いに答えるには、マッカーサーがいつの段階でみずからにそのような権限が与えられていると確認したのかを解明する必要がある。

この答えを示す文書の存在は、早い段階から知られている。1946年2月1日づけでホイットニー民政局長から連合国最高司令官マッカーサー元帥に宛てられた以下の文書である<sup>(1)</sup>。

「日本の統治体制についての憲法改革 (constitutional reform) の問題は、急速にクライマックスに到達しつつあります。日本の憲法改正案は、政府や民間の委員会によっていくつか起草されました。憲法の改革は、来るべき選挙キャンペーンでおそらく主要な争点になると思われます。

このような状況下で、私は、最高司令官としての閣下が、日本の憲法構造に根本的変革を加える問題を処理するにあたり、どの程度の権限を有するか、すなわち日本国政府によって作成された提案を承認もしくは不承認しうるか、あるいは日本国政府に命令もしくは指令を発しうるか、という問題について考察しました。私の見解では、閣下は、この問題について極東委員会による政策決定がないかぎり (決定があれば、もちろんそれに拘束されます)、憲法の改革に関して、日本の占領と管理に関する権限と同じ権限を有しています。」

こののち、連合最高司令官は、アメリカ、ソ連邦、イギリス連合王国、および中国からなる連合国からも、またアメリカ統合参謀本部からも、憲法改革を進める権限を委ねられていると分析し、極東委員会との関係について、次のように記している。

「4. 憲法の改革について政策決定をおこなうことのできる閣下の権能は、極東委員会がこの問題につきみずからの政策決定を発表するまでは、実質的に引き続き損なわれることはありません。 連合国対日理事会の付託条項は、閣下に『重要事項に関し、命令を発する前に、連合国対日理事会と協議し、かつその助言を得る』ことを求めています。閣下の『これらの事項に関する決定は、支配的である』(連合国対日理事会付託条項5項)と定めています。憲法改革を実効的たらしめる閣下の権能に課せられている唯一の制約は、同理事会の一員が『日本の憲法構造の根本的変革……に関する問題について極東委員会の政策決定を履行するための』命令案に異義を申し立てた場合に存します(同付託条項6項)。そのような場合には、閣下

の決定は、極東委員会に付託され、極東委員会の政策決定を適切に履行しているかどうか決定されることとなります。

しかしながら、極東委員会の政策決定がないときには、閣下の執行権には、以下の場合を除いて、なんらの制約はありません。(a) 対日理事会と事前に協議するための義務が閣下の権能を行使する方法を制約すること、および (b) 極東委員会が閣下のとる措置を審査することができること。当該付託条項にもとづき、極東委員会は、いずれかの委員の要請があれば、閣下に対して発せられた指令または閣下によってとられた措置を審査することができます(極東委員会付託条項II A②)。同様に、『日本の憲法構造に関する根本的変革を処理する』いかなる指令も、『極東委員会の合意が得られなければ、統合参謀本部または合衆国政府のいかなる機関によっても、閣下に対して発せられることはありません。』(同付託条項III③)。しかしながら、これらいずれの規定も、閣下が既存の指令にしたがって、憲法改革を承認し、または指令するための措置を講じることを禁じてはいません。

5. 万が一極東委員会が憲法構造に関する変革を含む政策指令を発したとすれば、憲法構造について指令(命令)を発する閣下の決定は、連合国対日理事会の一員が反対すれば、支配的でなくなります。私の見解では、対日理事会付託条項のなかにある『命令』(order)という語は、強制の意味でもちいられており、日本国政府によって閣下に提出された憲法改革措置を閣下が単に承認することは含まれません。もっとも、その憲法改革案を承認するという閣下の措置は、付託条項の一般的審査にもとづき、極東委員会の審査に服することとなりますが。

6. 要約すれば、私の見解は、以下のとおりです。(a) 現在、日本の憲法構造に関する変革を実効的たらしめるにあたり、閣下が適切と思ういかなる措置をも講じる無制約の権能を有しています。ただ一つだけ生じ<sup>九二</sup>うる制約は、天皇退位に向けて閣下によってとられる措置であって、この場合には、閣下は、統合参謀本部と協議することが求められます。(b) 万が一極東委員会が憲法改革の事項を取り扱う政策指令を発した場合には、

日本国政府に対して憲法改革の指令(命令)を発することは、対日理事会のいずれかの一員の反対に遭遇すれば、閣下の決定は、支配的ではなくなります。』

ここにおいて、マッカーサーは、日本国憲法の改正に着手することができる理論的根拠を構築できたわけである。

ホイットニーからのメモを受けとったその日、毎日新聞にいわゆる松本案なるもののスクープ記事が掲載された。この記事の翻訳を読んだマッカーサーは、同案が大日本帝国憲法の焼き直しであると判断して、総司令部民政局に日本国憲法案の作成を命じたことは、周知のとおりである。

ここで問題となるのは、マッカーサーが1月30日の段階で、極東諮問委員会に対して日本国憲法案を作成する意図がないと語ったことと、実際に2月3日以降、民政局に日本国憲法案の作成を命じたこととの関係である。

二つの見方が可能である。第一の見方は、1月30日にはマッカーサー自身、本当に日本国憲法案を作成する意図がなかったが、2月1日の毎日新聞のスクープ記事を見て、そのあまりにも旧態依然ぶりに驚き、急きょ態度を変えたというものである。

第二の見方は、すでに1月30日には、日本国憲法の作成に深く関与しようとしていたが、極東諮問委員会には胸の内を明かさなかったというものである。この見方をとった場合、マッカーサーの決意は極東諮問委員会にケーディスらが説明した1月17日の前なのか後なのかが問われる。

この二つの見方のうち、第一の見方をとるのは難しいように感じられる。なぜならば、上述したように、2月1日にはホイットニーのメモがマッカーサーに提出されており、当該メモには、憲法改正に関する最高司令官の権限、とりわけ極東委員会との関係について綿密な分析がなされている。このような分析がわずか1日で出来上がるとは考えられないからである。それゆえ、1月30日には、マッカーサーが民政局に憲法改正に関する

みずからの権限について検討させている段階で、極東諮問委員会のメンバーと会談していたことになる。

それでは、1月17日以前はどうであろうか。この段階でもすでにマッカーサーは、具体的に新憲法の作成にかかわろうとしていただろうか。これに関連する諸資料として、1945年12月6日づけの民政局員・ラウエル陸軍少佐による分析（『日本の憲法についての準備的研究と提案に関する報告』<sup>(2)</sup>）、1946年1月7日に国務・陸軍・海軍三省調整委員会により承認され、1月11日に情報（information）として合衆国太平洋陸軍最高司令官宛てに発送された『日本の統治体制の改革』<sup>(3)</sup>、1月11日づけのラウエル起草になる『私的グループにより提案されている憲法改正案に関するコメント』<sup>(4)</sup>などがある。

これらの文書を読むかぎり、大日本帝国憲法の分析とあるべき憲法像の輪郭を描くにとどまっており、具体的に総司令部で日本国憲法案の作成にまで関与する意向はなかったと感じられる。

筆者（西）は、以下のように考える<sup>(5)</sup>。すなわち、1月17日の極東諮問委員会との討議を契機に、マッカーサーが憲法改正に関し、具体的に何ができるかを真剣に考えたのではないか。その背景には、2月末に極東委員会が正式に発足し、みずからの手足が縛られることになるとの懸念があったからであることはいうまでもない<sup>(6)</sup>。ケーディスは、おなじく民政局員だったジャスティン・ウィリアムズ宛ての1964年1月27日づけの書簡に、「1月中旬以前にあつては、日本国憲法の改正に着手していなかった。」と明記しているし<sup>(7)</sup>、ラウエルも、フーバー研究所に次のようなメモ（1975年6月16日づけ）を遺している。「1月17日以前には、民政局は、憲法改正をわれわれの側の授権された活動とは考えていなかった。」決定的と思われるのは、ケーディス自身の手になる論文である。同論文によれば、1月17日の極東諮問委員会との会合からおよそ1週間後、ホイットニーがケーディスに対して、日本の憲法構造を基本的に変革するにあたり、最高司令官としてのマッカーサーの権限の範囲につき検討するよう指示を与えたと

いうのである<sup>(8)</sup>。

ともあれ、マッカーサーは、2月1日には、日本国憲法案を作成できるという理論的根拠とかなりの準備を整えていたのであって、それが毎日新聞のスクープ記事を見て、一挙に日本国憲法案の作成へと踏み込んでいったのである。ここに、国際法的に占領軍がそのような権限をもっていたのかどうか問題となるが<sup>(9)</sup>、総司令部も、極東委員会も、そのことは念頭になかったようである<sup>(10)</sup>。かれらの念頭にあったのは、もっぱらポツダム宣言を日本にいかに行き渡らせるかということだった。

## (2) 極東委員会の編成

1946年2月26日、極東委員会の第1回会合がワシントンD.C.の旧日本大使館で開かれた<sup>(11)</sup>。

まずアメリカのバーンズ国務長官が歓迎のあいさつをした。そのなかに次の一節がある。

「太平洋における平和は、安定した世界構造にとって本質的な基石であります。それゆえ、日本を他の諸国と平和的な提携関係に導くことは、大きな責任を有する任務です。その責任は、いまや極東委員会に参加しているみなさんに属しているのです。」

その後、オーストラリア代表のイグレストン (Sir Frederic William Eggleston, 1875-1954) から、極東委員会付託条項は関連諸国の協議を経ることなく作成されたこと、および4大国に拒否権を与えたことは太平洋戦争で主要な役割を演じたオーストラリアの立場と異なることに遺憾の意が表された。オーストラリアは、もともとモスクワ協定の作成に関し、自国の意見を聴取されなかったことに不満をいいていた。この当時、同国の外交政策に責任を負っていたのはエヴァット外務大臣 (Dr. Herbert Vere Evatt, 1894-1965) であった。

エヴァットは、自主独立の外交路線を重視し、参戦国の立場から、連合国のなかでオーストラリアの発言権を確保するのに腐心した。英連邦日本

占領軍司令官(ノースコット中将)、極東国際軍事裁判所裁判長(ウィリアム・ウェップ卿)、対日理事会英連邦代表(マクマホン・ボール博士)に、それぞれオーストラリア人を就任させたのは、かれの功績とされている。28歳のときに法学博士号を取得、36歳のときにもっとも若い高等法院判事に就任。その後、1940年に下院議員として政界に身を転じ、51年以降、労働党党首をつとめた。その間、1945年のサンフランシスコ会議にオーストラリア代表として参画して、国際連合の創設に尽力、さらに1948年には国際連合総会議長として、世界人権宣言の制定に立ち会うなど、外交面でも活躍した。46年5月29日から同年7月19日までの約2か月間、極東委員会のオーストラリア代表委員にも就任している。後述するように、日本国憲法施行後1年以上2年以内に極東委員会で同憲法を見直すべきであるとの条項を入れるよう6月の段階で提言し、マッカーサーの不興を買ったりした<sup>(12)</sup>。

イグレストンは、メルボルン大学で法律を学び、22歳で弁護士資格を取得している。1919年のパリ講和会議にオーストラリア代表団の一員として参加し、第二次大戦中には重慶公使、駐米公使を歴任した外交のベテランであった。自由主義を信奉し、経済から教育までの広い範囲で保護主義政策を批判した<sup>(13)</sup>。社会思想にも興味をもち、数冊の著書も著したかれは、バークやバジヨットに代表されるイギリスの具体的で実際的な思想を評価する「イギリス=オーストラリア知識人」であったという<sup>(14)</sup>。エヴァットとイグレストンといういわば両知識人の連携プレーにより、冒頭からジャブが加えられたわけである。

議事進行に入り、アメリカ代表のマッコイ将軍が委員長に、またおなじくアメリカ代表のジョンソンが事務総長に選出された。マッコイの略歴は既述したところであるが、ジョンソン(Nelson T. Johnson, 1887-1954)は  
八八  
中国語にたけ、ジョージタウン大学卒業時に中国語の学生通訳を経験している。1918年に国務省に勤務、国務次官補などの職を経て、中国(1929-41)、オーストラリア(1941-1946)に駐在していた<sup>(15)</sup>。極東委員会入りは、

オーストラリアから帰国直後ということになる。

その後の会議において、極東委員会には、運営委員会 (Steering Committee) と以下の7つの委員会が設置されることになった。

- 第1委員会 賠償
- 第2委員会 経済および財政問題
- 第3委員会 憲法および法律改革
- 第4委員会 民主的傾向の強化
- 第5委員会 戦争犯罪人
- 第6委員会 在日外国人
- 第7委員会 日本の軍備撤廃

かくして、日本国憲法の改正問題については、第3委員会が担当することになった。同委員会の委員長には、インド代表のバジパイ (Sir Girja Shankar Bajpai) が、また副委員長には、カナダ代表のノーマン (Dr. E. Herbert Norman, 1909-1957) が選出された。

委員長のバジパイは、傑出した、人目をひく有能な人物であった<sup>(16)</sup>。また、ノーマンは、長野県軽井沢市にて宣教師の子として出生、17歳まで滞日し、その後、トロント大学、ケンブリッジ大学、ハーバード大学(1940年に同大学より博士号授与)で学んだ。1940年には『日本における近代国家の成立』を出版、その後も『日本の兵士と農民—日本徴兵制度の諸紀元』(1945年)、『忘れられた思想家—安藤昌益のこと』(1950年)などを発表し、近代日本史研究者として多くの業績を残している。ノーマン史学は、1940年代から50年代における日本近代史研究家に多大の影響を与えたといわれている。上記『日本における近代国家の成立』(105頁)のなかで、明治憲法について、反動的という見方があるが、「いわれるほど偏狭なものではなかった。」と記述している。1939年にはカナダ外務省に入り、翌年駐日カナダ大使館に着任した。極東委員会には46年2月から同年8月まで在籍し、8月、駐日カナダ代表部主席に就任した。ノーマンはまた、暫時、GHQの民間情報局 (Civil Intelligence Section) にいたことがある。同局で、近衛文麿

公について、非常に厳しい報告書を SCAP に提出した。ノーマンの報告書によれば、近衛は青年時代、河上肇にかぶれ、同時に啓蒙的な元老・西園寺公の支援を得て、リベラルな民族主義者として装っているが、根は「ファシスト的志向の政治家」である。そして、「近衛が憲法起草委員会を支配しているかぎり、民主的憲法を起草しようという試みを台無しにしてしまうであろう。かれの手にかかるすべてのものは、がらくたとなる。」とさえ書かれている。このようなノーマンの報告が契機となって、マッカーサーは政治顧問部に近衛との関係を断ち切ることを命じ、やがて近衛は、戦争犯罪者のなかにリストアップされることになる<sup>(17)</sup>。ノーマンは、マッカーシズムの吹き荒れるなか、 коммуニストの嫌疑をかけられ、1954年4月、大使としての赴任先のカイロでビルから投身自殺した<sup>(18)</sup>。

なお、この第3委員会におけるアメリカ代表委員は、既述のポートンとディッコヴァーであった。日本を知悉するいわばエースが送り込まれたわけである。

## 5 『憲法改正草案要綱』の承認とその波紋

2月13日に総司令部案が日本側に提出され、3月2日、同案をもとにして松本烝治国務大臣を中心に起草した改正案が脱稿、総司令部からの強い催促をうけて3月4日、同案を松本大臣と佐藤達夫内閣法制局第1部長が総司令部民政局へ持参した。民政局では、徹夜の作業となり、3月6日午後5時、内閣は『憲法改正草案要綱』として発表した<sup>(19)</sup>。

この発表には、天皇の勅語<sup>(20)</sup>、幣原首相の談話とともにマッカーサー元帥の声明が添えられた。同声明は、次の書き出しではじまっている<sup>(21)</sup>。

「余は今日、余が全面的に承認した新しきかつ啓もう的なる憲法を日本国民に明示せんとする天皇竝に日本政府が日本国民に提示すべく決定したことを声明しうることに深き満足の意を表するものである。この憲法は、五ヶ月前に余が内閣に対して発した余の指令について日本政府閣僚と当司

令部の間における労多き調査と累次にわたる会談の後、書き記されたものである。」

この声明は、同日午後4時半、ホイットニー民政局長によって、総司令部案の作成につき尽力した民政局員に対して、感謝の言葉を添えて、伝達された<sup>(22)</sup>。

ここに、マッカーサーが憲法改正草案要綱を「全面的に承認した」(full approval)と語ったことが、極東委員会で大きな問題となった。同要綱が日本製ではなく、アメリカ製であること、マッカーサーがその作成過程に深く関与し、このような行為は極東委員会付託条項に反するのではないかという点が問題の核心である。

まず、憲法改正草案要綱に書かれている内容が日本製でなく、アメリカ製であることは、外国人の目からみて、衆目の一致するところであった。たとえばアメリカにおける各紙をみると、3月8日づけのクリスチャン・サイエンス・モニター紙は、「これは日本の憲法ではない。……日本に対するアメリカの憲法である。」と断じたし、3月7日づけのデンバー・ポスト紙は、「表面に現れた形式に関するかぎり、マッカーサー元帥は日本の民主主義を作りつつある。」と論じた。3月8日づけのポートランド・オレゴン紙のように、憲法はアメリカ軍の占領期間中しか寿命をもたないだろうと予言したものもあった。

極東委員会のメンバーたちも総じて、提案され、検討されている草案は、基本的に連合軍最高司令官とその総司令部の作品であって、日本人の作品ではないと信じていた<sup>(23)</sup>。

以下、マッカーサー声明の波紋について、少しばかりフォローしておこう<sup>(24)</sup>。もっとも早くこの問題を取り上げたのは、イギリスであった。駐日  
八五 イギリス外交代表部は、3月7日、モーランド(Oscar Charles Morland, 1953年3月2日以降は駐日大使)名で、マッカーサーによって草案要綱が全面的に支持されたことがイギリス外務省に打電され<sup>(25)</sup>、翌8日の電信には、モーランド自身の若干のコメントが付されている<sup>(26)</sup>。いわく「草案は、明

らかに英語で起草され、日本語に翻訳されたものである。そのトーンは、まったくアメリカ調である。」「SCAP がなぜこんなに突然テンポを早めたかははっきりしないが、極東委員会と管理委員会 (Control Council) を回避したいという狙いがあるのかもしれない。」<sup>(27)</sup>

これを受けて、イギリス外務省で分析がなされた。そのなかには、次のような表現がみられる<sup>(28)</sup>。「合衆国政府は、純粋にアメリカの政策を日本で追求し、極東委員会をたんに『道徳の傘』(moral umbrella) ないしゴム印として扱うよう決断した。」「マッカーサー元帥のなしたことが賢明だったのかどうかは、純粋にアメリカの視点からみても疑問が残る。憲法が実際に英語で起草され、日本語に翻訳されたとするならば、日本製ではなく、アメリカ製と推定される。」「マッカーサー元帥の行動は、われわれとアメリカとの意見の好ましくない相違を顕示することなく、極東委員会において憲法草案を批評することを難しくした。」このように述べて、「唯一できることは、極東委員会のイギリス代表委員、ハリファックス卿に憲法草案要綱に対する本国の反対の意思を伝え、アメリカ国務省にその旨を伝達することだ。」と結んでいる。

当時、イギリスの対日政策に大きな影響力をもっていたのが、サンソム (Sir George Bailey Sansom, 1883-1965) であった。サンソムは、1883年にロンドンで生まれ、高等学校はフランスで学び、大学教育はドイツのキーセンおよびマールブルグの両大学で人文学を修めた。1904年にイギリス外務省に入り、1906年に駐日英大使館に赴任、以来、若干の外国領事館勤務をはさみ、約30年間、日本で生活した。その長い滞日体験と学問的関心から、『日本文化史』(1931年初版、福井利吉郎訳で3巻本として1952年に創元社より出版)、『西欧世界と日本』(1950年初版、金井圓、多田実、芳賀徹、平川祐弘共訳で2巻本として1966年に筑摩書房より出版)、『世界史における日本』八四(大窪愿二訳、岩波新書、1951年)をはじめ、多数の論文・著書を発表している<sup>(29)</sup>。とくに『西欧世界と日本』は、「年来の学殖を総合した東西文明交渉史ともいべきもの」<sup>(30)</sup>で、著名な歴史学者トインビーによって、「この主

題の名匠の手になる名著」と絶賛されている<sup>(31)</sup>。戦時中は駐米公使として赴任、1946年5月13日から翌47年10月14日まで、極東委員会イギリス代表として活躍した。官職を退いたのち、コロンビア大学教授、同極東研究所長として、日本および中国の研究に精励した。

先述のノーマンも、日本の歴史研究に顕著な業績を残しているが、ノーマンのそれは決してマルクス主義にも他のドグマにも支配されないヒューマンистの歴史家であったにせよ、歴史を経済の観点から解釈し、徳川体制と明治体制の両方を否定的にとらえる価値判断など、マルクス主義がもつ特色も見受けられる<sup>(32)</sup>。これに対して、サンソムのそれは、既存の「歴史哲学に溺れず」<sup>(33)</sup>、「実証主義的な比較史」<sup>(34)</sup>であった。もっとも、西欧の歴史研究者として、両者に共通の基盤もみられる<sup>(35)</sup>。

このサンソムは、すでに1943年夏の段階において、アメリカ国務省のブレイクスリーやポートンとの会談で、日本にも穏健派が存在していること、憲法や政治体制の変革を日本人が望まない形で押しつけることは意味がないこと、天皇廃位はきわめて望ましくないことを述べている<sup>(36)</sup>。また、1945年7月にサンソムを中心にまとめられた英国外務省メモは、長期の軍事的占領によって外部からの改革を強行しようとするアメリカの政策に疑問を投げかけている<sup>(37)</sup>。さらに、1946年末から翌年1月にかけて、極東諮問委員会の一員として5年余ぶりに訪日したおり、GHQメンバーによる日本認識の無知ぶりに驚きと危惧の念を禁じえなかったという<sup>(38)</sup>。

ともあれ、英国外務省は、このような方針をとっていたので、前述のごとく、アメリカとの決別が示唆されてもおかしくはない。

こうしたマッカーサーの「承認」声明に対する批判は、極東委員会全体に行き渡っていたといつてよい。たとえば、ニュージーランド代表で、運  
八三  
営委員会の委員長でもあるベレンゼンは、マッカーサーは極東諮問委員会の東京訪問団を故意に欺いたのであり、かれの「無責任な行動」は極東委員会で取り上げるべきであると、齒に衣を着せず批判した。そして、このベレンゼンの意見は、極東委員会内でかなり支持された。矢面に立たさ

れたのがアメリカ代表団である。ポートンは、要旨、次のように述懐している<sup>(39)</sup>。

「もっとも困ったことは、手許に憲法改正草案要綱の実物がなかったことである。中国の代表からは、実物の写しをもっているので委員に配る用意があるといわれ、ますます立場が悪くなってしまった。しかも、マッカーサー元帥がこの要綱を承認したことは、極東委員会の代表団ばかりか、国務省にとっても、寝耳に水であった。そして、このことを公にすれば、重大な問題について、ワシントンとGHQとの間に意思の疎通が欠けていたことが露呈してしまう。さらに、アメリカの極東委員会代表団の間で、マッカーサー元帥の態度は行き過ぎではなかったのかという点について、意見の不一致がみられた。すなわち自分やブレイクスリー博士は委員らの批判にもっともな点があると考えたのに対し、軍部代表の委員はマッカーサー元帥を支持する立場に回った。」

さて、憲法改正草案要綱が総司令部政治顧問部から国務長官に宛てて送信されたのが、3月8日のことである。その内容を事前に知らされていない同顧問部外務担当官のビショップ (Max W. Bishop) は、要綱を詳細に分析する時間的余裕がないとしつつ、「総司令部によって注意深く審議され、最高司令官によって承認されたものである。」と明記し、とりあえず天皇の勅語、要綱、最高司令官の声明および3月6日の記者会見用の発表記事を送付した<sup>(40)</sup>。

また3月10日、陸軍参謀総長 (WARCOS) 名で合衆国太平洋陸軍最高司令官 (マッカーサー元帥) に宛てて、以下のような電信が発せられた<sup>(41)</sup>。

「モスクワのコミュニケに照らし、極東委員会の若干の委員は、委員会からの指令なくして新しい日本の憲法を承認した貴官の権利に疑義をさしはさむかもしれないことが理解される。したがって、国務省は、貴官の承認の根拠を確認すべく、非公式に陸軍省の見解を求めてきている。

陸軍省の見解は、以下のものである。もし日本国政府が12月の行動(西注：前記モスクワ・コミュニケが発せられたこと)以前に、憲法の改正に着手

していれば、貴官は、当該改正が貴官のすでに発した指令に合致していない場合にのみ、介入することができる。それゆえ、この新憲法を個人的に承認することについてなした貴官の行為は、次の理由から、陸軍省の見解に合致しているように思われる。(A) 憲法は、モスクワ外相会議以前に貴官によって発せられた指令に沿って、総司令部によってではなく、日本国の天皇および政府によって公表されたものであること、ならびに (B) 憲法改正は、貴官が受けとった指令に合致していると思われること。]

これに対して、マッカーサー元帥は、翌々の 12 日に返電し、冒頭で「提案された新憲法に私が承認を表明したことは、日本の民主化における私に属する責任の明らかな遂行であり、最高司令官としての指令にもとづく私の権限と完全に合致するものである。」と述べ、結論的に、「これらの状況下で、極東委員会の委員による、私の行動の正当性に対するいかなる挑戦も、正当化されないだろう。」<sup>(42)</sup>との表現で結んでいる。

この間、総司令部には日本の報道関係から、多くの質問が寄せられた。民政局が整理しただけでも、①マッカーサー元帥が憲法(案)に「全面的な承認」を与えたが、このことは、日本国民または日本国政府は当該憲法(案)の修正を試みるべきではないという意味なのか。②草案は、その根本的な変更ゆえに改正憲法というよりも、新憲法であるように思われる。草案作りのためになぜこのような迅速な行為が必要だったのか。③憲法草案は、極東委員会の承認を得たものなのかなど、13の質問項目があげられている。そこで、ホイットニー民政局長は、3月12日、民間情報教育局長に対して、次のような文書を送り、箝口令をしいた<sup>(43)</sup>。

「私は、昨夕、最高司令官とともに同封のごとき13の質問事項を検討した。最高司令官は、日本のプレスはいまやこれらすべての質問に対する回  
八  
一  
答を日本国政府に対してなすべきであると考えている。なぜならば、憲法は、全面的に日本国政府と日本国民によってなされるべき問題だからである。最高司令官は、総司令部が今後いかなるコメントをも差し控えることを望んでいる。」

一方、民政局次長で総司令部案作成の立て役者だったケーディス大佐は、3月12日、民政局公共行政部長名で、連合最高司令官の憲法改正に関する権限の根拠について、ポツダム宣言、8月11日のバーズ回答、9月2日の降伏文書、占領指令(JCS 1380/15)などを検証し、「提案された新憲法草案を承認した連合最高司令官の行為が同司令官の権限内にあることは、きわめて明白である。」<sup>(44)</sup>との覚え書きをしたためている。

ワシントンでは、情報不足のまま、極東委員会における沈静化を企図して、バーズ国務長官は、3月12日、記者会見をした<sup>(45)</sup>。一問一答の要旨は、次のとおり。

「問い 提案されている日本国憲法案は、その発表の前に承認を得るべく他の主要な連合国に提出されたか。

答え 私の得ている情報では、提出されなかった。日本国憲法案は、日本国政府によって、その権限のもとで起草されたものである。

問い 憲法案は、モスクワ協定の決定にもとづき、将来、連合対日理事會に提出されることはあるのか。

答え 連合対日理事會条項は、極東委員会自身の政策決定を実施する指令に言及しているが、質問者が念頭においているような状況には適用されない。私は、ただ以下のことのみを言っておきたい。憲法が施行される前に、なんらかの方法で、極東委員会に提出されることになるろう、と。」

3月13日に開かれた第3委員会の第1回会議では、当然のこととして、この問題が取り上げられた<sup>(46)</sup>。すなわち、ソ連代表のコロボチキン(A. F. Korobochkin)が最高司令官による新憲法への承認はモスクワ宣言に合致するものかどうかとの問題提起をし、結局、「マッカーサーの承認は、公式のものではなく、かれ自身の個人的見解であって、極東委員会をまったく拘束するものではないというのが、第3委員会の一般的見解である。」とま  
八〇  
とめられた。

なお、この第1回会議で第3委員会を①憲法草案、②政党、③警察制度の改革の三つの小委員会に分け、憲法草案小委員会は、さまざまな憲法思

想を有するインド、オーストラリア、オランダ、アメリカ、ソ連および中国の代表委員で構成されることになった(ただし、この小委員会には、第3委員会のいずれの構成国も、提案権をもっている)。

## 6 『憲法草案』の決定

この第3委員会での議論は、3月14日の第3回極東委員会でカナダ代表のノーマンによって取り上げられ、オーストラリア代表のイグレストンは、次のような動議を提出した<sup>(47)</sup>。

「極東委員会は、最高司令官が日本国民に対し、内閣によって発表された憲法草案についてのかれの承認が、他のいかなる可能な草案も、同様の承認を得ないことを意味しないと伝えること、および憲法改正作業が、国民と国会双方の間ですべての提案につき、最大限自由な討論という民主的条件のもとで進められることを希望する。」

これに対して、議長のマッコイは、マッカーサーの承認は「個人的承認」であって、極東委員会を拘束するものでないことを確認し、同時に日本国憲法は極東委員会によって検討されるべきこと、そしてマッカーサーに対して、日本国憲法が極東委員会によって研究されていることを知らしめるべきことを提案した。その後、フランス代表のナジアルから、いったい極東委員会は新しく作成される憲法が準拠すべき一般原則を定立すべきなのか、あるいは好ましい憲法案の詳細を作るべきなのかという質問があり、インド代表で第3委員会委員長のバジパイは、その問題については第3委員会が最善の決定をしてくれるだろうと答えている。

七九 これを受けて、極東委員会は3月18日、極東委員会としては、①日本国憲法は日本国民にとって、来るべき世紀の運命を決定する重大なものであること、②連合国最高司令官と極東委員会は、日本国憲法がポツダム宣言に合致していることを確保することが必要であるとの観点から、連合国最高司令官は日本国民と極東委員会の双方によって、十分な考究がなされる

まで、国会で性急または悪しき行動がとられないように影響力を行使することを望むとの見解にいたっていること、また将来の日本国憲法を十分に考究するために、連合最高司令官に対して日本国憲法に関する提案、草案、討議内容を極東委員会に定期的に提出することを求める、との内容の素案 (C3-001 文書) を作成した<sup>(48)</sup>。

そして、翌 19 日の第 3 委員会の特別委員会での審議を経て<sup>(49)</sup>、3 月 20 日の極東委員会第 4 回会議で、最終的に以下の政策決定文書『憲法草案』(Draft Constitution) が満場一致で採択された<sup>(50)</sup>。

「委員会は、アメリカ合衆国政府から、勅語にしたがって起草されたとされる憲法草案の正文を受けとった。この正文はまた、最高司令官のコメントを付して合衆国政府によって提供されたものである。

この草案の冒頭の文章は、同草案が来るべき総選挙で選出される日本の国会の最初の会期に提出されることになっていると委員会に示している。それゆえ、委員会は、この正文、およびことによると他の正文も国会で審議され、また修正案が提起され、おそらく他の提案がなされるものと推測する。

したがって、委員会は、最高司令官が国会によって審議されるこの草案および他の草案の進展状況を当委員会にたえず知らせることを希望する。

付託条項にもとづき、委員会が降伏条件の履行に関する政策の作成に責任を負っていることにかんがみ、および日本の憲法構造に関し、ここに提案された変革またはほかに提案された変革が、その責任を履行する際の諸決定に重大な関係を有することにかんがみ、委員会は、憲法の最終草案が国会によって最終的に承認され、法律上有効となる以前に、当該最終草案がポツダム宣言その他の管理のための文書に合致しているかどうかを決定<sup>七八</sup>するために、極東委員会に憲法の最終草案を審査する機会が与えられなければならないことを、連合最高司令官が日本国政府に対して明確にすることを希望する。

委員会は、このような方法において、日本の国会が性急な行動をとることを防止し、国会の内外を問わず、すべての成員が、この非常に重要な問題を討議し、かつ日本国民の自由に表明された意思によって生み出されるあらゆる考え方を考慮に入れるために、十分な時間が与えられるものと信じる。

この関連で、委員会は、提出されているこの憲法草案を最高司令官が個人的な立場で承認したのだという最高司令官の声明で、日本国民に奨励が与えられていることに留意する。この承認が日本国民に誤解されて、この特定の草案が本委員会に代表を送っている列強各国の承認を得ていることを意味するのだというようにとられる疑念がいささか存在する。

こうしたことは必ずしも事実ではなく、また委員会は、この憲法草案や他の憲法草案に関し、この種のいかなる提案に対しても、日本国民の世論に賛成か反対かの偏見をもたせるようないかなる行動をもとることを欲しないのであるから、連合国最高司令官は、なんらかの適切な方法で、提出されているこの憲法草案が明白な長所をもった文書であり、いまや審議に付されているのではあるが、当該憲法草案が政府によって準備されたという事実は、討究と比較のために国会に上程される他の提案や草案が有利に審議されることを妨げるものでないことを、日本国民に周知すべきであると、委員会は考える。

委員会は、合衆国政府に対し、上に表明された委員会の見解を、最高司令官に通知すること、および憲法問題は選挙民の投票に影響を与える可能性のある問題であるから、できるかぎり遅滞なく、その通知をおこなうことを要求する。」

七七

上記において、極東委員会がとくに懸念しているのは、連合国最高司令官が憲法改正草案要綱に承認を与えたことが、政策決定機関であり、日本の憲法構造の根本的変革については事前の協議機関であるべき極東委員会の地位を低からしめることになるのではないかという点である。より具体

的に、マッカーサー元帥が個人的に与えた承認が、極東委員会も承認を与えたというような誤解を与えるのではないか、発表された案がマッカーサー元帥のいわばお墨つきとなり、国会で他の案が審議されなくなるのではないか、ということが心配された。そこで、連合国最高司令官に対し、審議の状況をたえず極東委員会に通知すること、および憲法が最終的に法律上有効となる前に、極東委員会が審議できる機会をもつようにすること、ならびに国会で他の案も自由に審議されるようにすることを要求したのである。

マッカーサーにとって、このような極東委員会の要求は、みずからの職務遂行上プレッシャーになると感じたことは、いうまでもない。そしてこのようなことの重なりが、マッカーサーと極東委員会との確執をますます深めていくことになる。

## 7 総選挙の期日延期をめぐる

極東委員会が次に問題にしたのは、総選挙の日取りをめぐるである。第 89 帝国議会は 1945 年 12 月 18 日に解散され、翌日の閣議で 46 年 1 月 22 日に総選挙が予定されていた。しかしながら、この日取りは、総司令部によって変更を命じられ、3 月 31 日に決定した。ところが、公職追放にもとづく資格審査に手間取り、最終的に 4 月 10 日となった<sup>(51)</sup>。

極東委員会は、この総選挙の日取りについて、早い段階から強い関心を寄せた。2 月 9 日、極東諮問委員会のメンバーが横浜からホノルルまでの帰途、マウント・マッキンレー号上において、この問題につき熱心に討議した。日本の左翼政党に共感を覚えている何人かの代表は、このような早い期日では、古い保守的な政党に有利となり、よりリベラルな政党が組織化をはかるのに十分な時間をもてないだろうと述べた。そしてこれらの代表は、団長のマッコイにこのような早期に総選挙を施行することの妥当性を問いたですようマッカーサー宛て打電することを提案した。けれども、

この提案に対して、マッコイをはじめ、他の代表者たちが反対した。選挙期日をいつに決めるかは、日本国政府と SCAP の管轄権内にある事項に干渉することになると考えたからである。結局、激しい討論ののちに、提案は僅差で否決された<sup>(52)</sup>。

極東委員会では、3月6日の第2回会議で、ニュージーランド代表のベレンゼンによって問題提起された<sup>(53)</sup>。そして3月14日に開かれた第3回会議では、議論が白熱した。まず第4委員会（「民主的傾向の強化」に関する委員会）の委員長であるソ連代表のノヴィコフは、3月12日の第4委員会で総選挙が4月10日に実施されることに疑義が提起されたと述べたうえ、ソ連代表としての資格において、民主的諸勢力が発展する前の段階での総選挙は時期尚早であり、民主的傾向を強化するという極東委員会の主たる目的に完全には合致しないと力説した。

またベレンゼンは、次の4つの理由をあげて早期の総選挙実施に疑義を呈した。①封建主義から民主主義への転換過程が始まったばかりであり、この時期での実施は反動的政党に圧倒的に有利である。②日本で許されるべき経済構造が、いまだ極東委員会で決定されておらず、存続されるべき産業や賠償問題が処理されなければ、総選挙を実施すべきでない。③総選挙前に最高司令官によって命じられた公職追放が完了しなければならない。④総選挙前に日本軍の引き上げが完了しなければならない。そして、総選挙の日取り決定は、疑いなく極東委員会の「政策」であると述べ、総選挙のさらなる延期と最高司令官の意見を早急に聴取することの動議を提出した。

このベレンゼンの意見にイギリス代表のサンソムとオランダ代表のアンジェリノ (Dr. D. A. de Kat Angelino) が賛意を表した。

七五

これに対して、フランス代表のナジアールは、選挙の日取りまで決めるのは極東委員会の管轄権外であり、マッカーサーと対日理事会の権限であるとの意見を開陳し、中国代表のウェイ (Dr. Wei Tao-Ming) とインド代表のバジパイがこれに同調した。

結局、この問題は、第4委員会でもより詳しく検討されることになった<sup>(54)</sup>。

3月15日に開かれた第4委員会において、①現段階では反動的政党に決定的に有利であり、「国民の自由に表明された意思」(ポツダム宣言)に合致しない政府を創出する恐れがある、②日本の将来の経済構造全体がいまだはっきりせず、また有権者人口の一部が不在のために必然的に選挙権を奪われなければならない不確かなこの時期に、政治的将来について、十分に教育された、知的で、権威ある日本国民の意見の表明を期待するのは困難に感じられる、③最高司令官が承認を与えたことにより、憲法問題を選挙の争点にしてしまい、このことは日本国民が憲法について考える時間をほとんどもたず、同時に憲法を支持する政党に不適当な政治的有利性を与えることになる、などの問題点をあげ、これらの一般的な疑念となかなく次々の具体的な質問について、最高司令官の見解を得たい旨の声明案を作成した。その質問というのは、以下のごとくである<sup>(55)</sup>。

「(1) 最高司令官は、極東委員会の上記の懸念を共有しますか。

(2) もし共有するとすれば、総選挙のさらなる延期が可能であり、また望ましいと思いますか。もしそうならば、どの程度の期間がよろしいか。

(3) もし最高司令官がさらなる延期を望ましいと考えないならば、その代替案として、来るべき総選挙が国民の意思に完全に一致する責任のある、かつ民主的な政府を作る日本の能力の試金石とみなされ、別の選挙が後日実施されることになろうという旨を公的に指示することの望ましきについて、最高司令官の見解が示されるでしょうか。」

この第4委員会の声明案と質問案は、3月20日の第4回極東委員会で検討された。議長のマッコイは、FEC-021/1文書に書かれている質問書をマッカーサーに送付することに反対はしないけれども、投票日までわずか<sup>七四</sup>であり、また選挙日の設定は極東委員会の政策決定事項ではないので、無益であるとの考えを吐露した。

またイギリス代表のサンソムは、質問(3)の第1文に、「この遅い時

期」(at this late date)を加えたらどうかという提案をし、満場一致で承認された。

最後に、マッコイ議長から、この極東委員会の行為は極東委員会付託条項VI①に定める「連合国最高司令官との協議」によるものだとの解釈がなされ、これも満場一致で承認された<sup>(56)</sup>。

この質問書に対して、3月29日、極東委員会の委員にマッカーサーからの長文の返信が配布された。要訳すれば、以下のようである<sup>(57)</sup>。

「現在の帝国議会は、1942年に東条のコントロール下でおこなわれた選挙によるものであって、その戦争の汚点と非代表的性格のゆえに、完全に不満足である。できるだけ早い時期により代表的な議会在組織されることが絶対に必要である。現下、早急に求められているのは、国民意思の表明である。選挙の結果は、政治像をより鮮明に描き出し、政治的争点を明らかにし、国民世論の性格と傾向を示すのに益するであろう。それはまた、主要な問題の決定に国民参加を促すことになる。

投票基盤は、選挙権年齢の引き下げと性による差別撤廃により、大いに拡大された。1月4日の追放指令の適用により、現議会議員の90%ならびに戦時行政下、政府に公職を得ていた人たちは、政府職から離れ、また公職や政党の役員になることを禁じられている。これにより、いかなる政治団体も、それほど反動の影響をこうむっていない。新国会のすべての候補者は、軍国主義および超国家主義の団体に所属していることのために、篩(ふるい)にかけられて除かれており、その数は3000人以上にのぼる。選挙制度に多くの改革が完成した。選挙法は、いまや十分に民主的であり、国民意思の自由な表明のための広範な機会を提供している。選挙運動は、選挙過程の民主的性格を証明するという目的をもって、私の命令下にある勢力により注意深く監視され、かつきめ細かく調査されるだろう。

おそらく新国会は、かつて日本国で奉仕した議会のうちで最も真に国民の意思を反映する機関になり、より代表的な内閣を作るための基盤を

提供することになるだろう。どんな状況であれ、新国会は、民主的で自由な線に沿ったもので、以前の議会より疑いなくずっとよいものになるう。

選挙を遅い時期ではなく、この時期に実施する結果として、反動政党がより多くの有利性を獲得するという想像にはなんらの根拠もない。いまや政治活動は、広く開放されている。選挙の延期は、追放令によって厳しく活動不能とされているより経験のある、より組織化されている反動グループに対して、より大きな利益を不可避的にもたらすことになるう。選挙の延期によって、かれらに再組織化と組織強化の機会を提供することになるからである。

選挙の延期は、疑いなく日本国民によって誤解され、占領の目的と成功にとってまったく逆の効果をもたらすであろう。選挙の結果が、万が一にも占領の目的に不利益であることが判明すれば、国会を解散し、必要と思われる規定のもとで新たな選挙を実施させることは、常に私の権限内にある。」

そして、前記の質問については、以下のように答えている。

「(1)『ノー』

(2)『ノー』

(3) 提案されている声明は、まったく不必要である。その声明で述べられている状況は、特定の情勢に固有のものであって、私が国会の解散を要求し、いつでも選挙の実施を求めることができるということから、完全に理解されるだろう。」

それにしても、上記において、選挙の結果が自分たちの思うような結果にならなければ、その国会を解散し、新たな選挙を実施すればよいという、七二  
実にひとりよがりな権限をひけらかしていたということができる。

このマッカーサーの回答をもとに、3月30日、極東委員会第6回会議が開かれた<sup>(58)</sup>。選挙戦まさにたけなわの時期に、当該選挙の延期が議題にされていたのだから、驚くべき現象といえる。

ベレンゼンとノヴィコフは、この時期にあっても、選挙の延期を主張した。ノヴィコフは、「極東委員会は日本国の総選挙を4月10日以降に延期すべきであるということに同意したことを最高司令官に通知すべし」という動議を提案したが、賛同する者は、誰もいなかった。

オーストラリア代表のラヴァラック (Lt. Gen. Sir John Lavarack) は、次の三つの理由をあげて、総選挙の期日延期に反対した。①現在の連合管理体制が維持されるべきであるならば、国会をもつことは必要である。②選挙を実施することによって、よりよい国会が期待されることに妥当性がある。③万が一、選挙の結果が不満足であれば、SCAPによって国会が解散され、新選挙が実施される。

このあと、延期反対論が続き、フィリピン代表のアデヴァ (Manuel A. Adeva) は、選挙期日が二度も延期されているのに、三度も延期すると、日本国民にマッカーサー元帥の計画遂行能力に不信と疑念の雰囲気を作り出すことになり、とても正当化することができないと述べている。

また、中国代表のリウ (Dr. Liu Shin-shun) は、選挙を実施することの決定は極東委員会の権限内にある政策事項であるが、選挙日の設定は最高司令官によってなされるべき執行事項である、したがって最高司令官の回答は正しいという見方を披瀝した。

これに対して、バジパイは、選挙日の設定も広い意味の政策事項といえるが、今回はマッカーサーの決定を覆すべきではないとの意見を述べ、サンソムもこれに賛同した。

以上、各委員の意見を整理すると、選挙日の設定は極東委員会の権限内にあり、4月10日の選挙日を延期すべきだという意見(ベレンゼン、ノヴィコフ)、選挙日の設定は完全に最高司令官の権限であり、極東委員会は干渉すべきでないという意見(マッコイ、リウ、ナジアル)、選挙日の設定も極東委員会の権限であるが、今回はマッカーサー元帥の決定に従うという意見(バジパイ、サンソム)に分かれていたといえる。

最終的に、今後、極東委員会では4月10日の総選挙の延期について特別

の行動をとらないことに落ち着いた<sup>(59)</sup>。

こうして、総選挙の期日に関しては、マッカーサー元帥の意向通りとなったが、これで決して一件落ち着いたというわけにはいかなかった。上記マッカーサー元帥の回答が、その中身も語調も、極東委員会における多くのメンバーのGHQに対する反感を煽るだけだったからである<sup>(60)</sup>。

なお、総選挙の結果、自由党 140 人、進歩党 94 人、社会党 92 人、協同党 14 人、共産党 5 人、諸派 38 人、無所属 81 人、合計 464 人の議員 (2 人はのちに再選挙) が誕生した。この選挙で 39 人の女性議員が当選し、共産党が国会にはじめて議席を得た。このことに関し、マッカーサーは、「一般の国民はかれらの統治者より賢明である」というリンカーンの言葉が証明されたとして、最大限に賞賛している<sup>(61)</sup>。

(1) *Memorandum to the Supreme Commander, 1 February 1946*. 訳については、高柳賢三・大友一郎・田中英夫編著『日本国憲法制定の過程 I 原文と翻訳』(有斐閣、1972 年) 90-98 頁参照。なお、訳文中の下線は、原文にも付せられている。

(2) 原文と訳文は、高柳賢三・大友一郎・田中英夫編著、前掲書、2-24 頁に所収。

(3) いわゆる SWNCC-228 文書といわれるもので、原文と訳文は、高柳賢三・大友一郎・田中英夫編著、前掲書、412-438 頁、憲法調査会『憲法制定の経過に関する小委員会報告書』(1964 年) 645-677 頁に所収。

(4) 原文と訳文は、高柳賢三・大友一郎・田中英夫編著、前掲書、26-40 頁に所収。

(5) 拙著『日本国憲法はこうして生まれた』(中公文庫、2000 年) 234-237 頁。

(6) マッカーサーが極東委員会の始動をにらんで日本国憲法の作成を急いだことは定説であり、このことを指摘する文献は多くあるが、とりあえず憲法調査会、前掲書、271-272 頁、Theodore McNelly, *The Origins of Japan's Democratic Constitution*, University of Press, 2000, p. 27 を参照。マッカーサー自身、次のように述べている。「占領が極東委員会の審議に依拠していたとすれば、憲法改正が成就されていなかったであろうと、私(マッカーサー)は確信している。ソ連が拒否権をもっていたのだから！」(Douglas MacArthur, *Reminiscences*, McGraw-Hill Book Company, 1964, p. 302)。また、

ホイットニーも、これまでの総司令部単独から11か国による政策決定機関(しかもソ連が拒否権をもっている)に転換することにかんがみ、マッカーサーが権限を保有しているうちに、緊急の行動を起こした方がよいと認識したと記述している(Courtney Whitney, *MacArthur His Rendevous with History*, Alfred A Knopf New York, 1964, p. 247.)。なお、ジャスティン・ウィリアムズは、マッカーサーを急がせた理由として、極東委員会において予想される審議妨害、日本国政府による憲法作成の遅延、間近に予定されている国会の選挙をあげている。Justin Williams, *Japan's Political Revolution under MacArthur*, The University of Georgia Press Athens, 1979, p. 105.

- (7) *Justin Williams Papers* (以下で JW と表示)。JW・109・025。
- (8) Charles L. Kades, The American Role in Revising Japan's Imperial Constitution, *Political Science Quarterly*, Summer 1989, p. 221.
- (9) よく引かれるのが1907年のハーグ陸戦法規(正しくは「陸戦ノ法規ニ関スル規則」)43条である。「國ノ権力カ事実上占領者ノ手ニ移リタル上ハ、占領者ハ、絶対的ノ支障ナキ限り、占領地ノ現行法規ヲ尊重シテ、ナルベク公共ノ秩序及ビ生活ヲ回復確保スルタメ、施シ得ベキ一切ノ手段ヲ尽クスベシ。」
- (10) チャールズ・ケーディスは、竹前教授の質問に対して、次のように答えている。「その国際法上の正当性とか法的権限について、当時、私を含めて民政局の誰も検討しませんでした。その後も、そのようなことは考えてもみませんでした。私たちは、ポツダム宣言が日本政府に平和的にして責任ある政府の樹立を要求し、日本政府はそれを受諾したのだから当然そのような法的権限がそこから出てくると考えたのです。」(竹前栄治『日本占領 GHQ 高官の証言』中央公論社、1988年)52頁。実際、私自身が収集している文書にも、ハーグ陸戦法規に言及しているものは見あたらない。
- (11) この会議のもようは、*Minutes of First Meeting, February 26 1946* による。
- (12) エヴァットの経歴については、エヴァット財団のホームページ([http://evatt.labor.net.au/about\\_evatt](http://evatt.labor.net.au/about_evatt))などを参照。また日本国憲法施行後1年以上2年以内に見直すという極東委員会の提言については、A.リックス編、竹前栄治・菊池努訳『日本占領の日々―マクマホン・ボール日記―』(岩波書店、1992年)65-66頁。ただし、エヴァットはのちにマッカーサー支持にまわり、マッカーサーと距離をおいていたマクマホン・ボール対日理事会英連邦代表を辞任に追いやることになった。
- (13) Gregory Melieush, Paradox of Australian Liberalism, *The Aus-*

- tralian Financial Review*, January 22, 2001.
- (14) 中西寛「日本国憲法制定過程における法と政治(二)」(『法學論叢』第149巻第4号) 16頁。より詳しくは、Warren G. Osmond, *Frederic Eggleston: As intellectual in Australian Politics*, Allen & Unwin, 1985. をみよ。
- (15) *RM Biographical Notes*.
- (16) *Colegrove's analysis of FEC (4/24/46)*, Professor Kenneth Colegrove, *From: General Whitney To: C-in-C, RM 289*.
- (17) 以上につき、5 Nov. 1945, memo, E. H. Norman, incl. in 17 Nov. 1945, Dispatch No. 58, POLAD to SCAP, 6 Nov. 1945, SCAP to POLAD re Konoe, 8 Nov. 1945, Tel. No. 103, Atcheson to S/S. Quotation in Dale M. Hellegers, *We, the Japanese People, World War II and the Origins of the Japanese Constitution*, 2001, pp. 456-457.
- (18) ハーバート・ノーマンの著作およびかれについての解説書は、数多くある。本文中にあげたもののほか、『クリオの顔－歴史随想集』(岩波新書、1956年)、『ハーバート・ノーマン全集 全四巻』(岩波書店、1977-1978年)、『日本占領の記録 1946-48』(人文書院、1997年)、中野利子『外交官 E・H・ノーマン－その栄光と屈辱の日々1909-1957』(新潮文庫、2001年)、工藤美代子『悲劇の外交官－ハーバート・ノーマンの生涯』(岩波書店、1991年)、加藤周一編『ハーバート・ノーマン 人と業績』(岩波書店、2002年)など。
- (19) その間のいきさつについては、拙著、前掲書、190頁以下参照。
- (20) 官報号外(昭和21年3月6日)。
- (21) 毎日新聞昭和21年3月7日づけ。
- (22) *JW・104・003*.
- (23) George A. Blakeslee, *The Far Eastern Commission*, Department of State, 1953, p. 52.
- (24) この点に関し、憲法調査会、前掲書 461頁に「要項発表について総司令部と本国政府との間にどのような連絡があったかは明らかではない。」と書かれているが、こんにちではいくつかの資料が公けになり、かなりの程度、明らかになっている。
- (25) *F0371/54131 XC187785 No. 251. F3620/95/25*.
- (26) *F0371/54130 XC187785 No. 252*.
- (27) モーランドはまた、4月25日づけのベヴィン外相宛ての電信(*F6191/* 六  
95/23)で、マッカーサーが「深き満足の意を表する」と述べたことに、同元帥が深く関与したことをはしなくも暴露しており、混血児の父親としてのマッカーサーが幼児にほとんどまったくアメリカ人の風貌をしていることに誇りをもたせ、一方、日本人の母親は困惑と恐怖で両手をあげている風刺

画を紹介している。なお、この当時、イギリス外交代表部では、憲法改正草案要綱に対する評判はすこぶる悪かったようである。たとえば、連合国対日理事会英連邦代表兼駐日オーストラリア外交代表のマクマホン・ポールは、イギリス外交代表部勤務のダーモット・マックダーモット（のちにインドネシア、タイ大使に赴任）の次の言葉を引いている。「マックダーモット氏の意見によれば占領政策は驚くほどうまくいっているが、憲法草案の内容については深く憂慮している、とのことだった。彼は、この憲法はひどい出来だと考えていた。原型も発想もアメリカ人のものだし、当の日本人がたいしてわかってもいないのにアメリカ人に押しつけられてただ受身的に受け入れているだけだからという。」（マクマホン・ポール著、A. リックス編、竹前栄治・菊地努訳、前掲書、3頁）。

(28) *F3620/95/23*.

(29) 本文中の『日本文化史』『西欧世界と日本』の巻末にサンソムの著作目録が掲げられている。それによれば、『徒然草読訳』『謡曲読訳』『日本仏教』など、日本文化に対する並なみならぬ関心の広さと研究の深さをうかがうことができる。なお、サンソム夫人のキャサリン・サンソムも『東京に暮らす』（大久保美春訳、岩波文庫、1994年）を著している。

(30) 本文中の『世界史における日本』における訳者・大窪愿二氏の「解説」。

(31) 前掲『西欧世界と日本』における訳者の「解説」による。

(32) 長尾竜一「日本における近代国家の成立」（加藤周一編『ハーバート・ノーマン 人と業績』84-85頁）。

(33) 平川祐弘「サンソムの『西欧世界と日本』」（『国際文化』131号、1965年5月号所収）。

(34) 前掲『世界史における日本』における訳者・大窪愿二氏の「解説」。

(35) ノーマンとサンソムの歴史観に共通地盤があることにつき、遠山茂樹「ノーマン史学の評価の問題」（前掲『日本における近代国家の成立』の解説）参照。

(36) 中西寛、前掲論文、4頁。

(37) 中西寛、前掲論文、4頁。

(38) 細谷千博「ジョージ・サンソムと敗戦日本」（『中央公論』1975年9月号所収）。

六七

(39) ヒュー・ボートン著、五百旗頭真監修・五味俊樹訳『戦後日本の設計者 ボートン回想記』（朝日新聞、1998年）226頁以下。

(40) *No. 296. 740. 00119. Control (Japan)/3-846*. ビショップは、その後、3月19日づけで政治顧問部のフィアリー（Robert A. Fearey）の憲法草案要綱に対する分析と3月7日から16日づけの日本各紙の評論を添えて、国

務長官に宛て送付している (No. 311)。フィアラーは、1941 年から 42 年にかけてグルー駐日大使秘書を務めた経験があり、戦後、グレス國務長官の特別補佐官、NATO のアメリカ代表 (1951 年-56 年)、國務省勤務 (日本、東アジア担当、1961 年-65 年) などを歴任した。RM *Biographical Notes*. なお、フィアラーの前記分析は、犬丸秀雄監修『日本国憲法制度の経緯』(第一法規出版、1989 年) 174 頁以下に所収されている (安田寛教授訳)。同文書で、ピショップ自身、要綱は日本の著作というより、アメリカの著作であって、そのような事実は、日本国民による長期にわたる受け入れと支持を減少させるのではないかと述べている。

- (41) *10 March 1946, From: WASHINGTON To CINCAFPAC Nr. W 80049.*
- (42) *FEAC 43, 120949, MacArthur Archives.*
- (43) *From: Govt Section (C. W.) To: Chief, CI & E, 12 March 1946.*
- (44) *Memorandum for the Record, 12 March 1946.*
- (45) *CIS 1-g-551, RM 250.*
- (46) *Minutes of Committee No. 3, 1st Mtg, 13 March 1946.*
- (47) *Minutes of 3rd FEC Meeting, 14 March 1946.*
- (48) *C3-001, 18 March 1946, Far Eastern Commission.*
- (49) *Committee No. 3, Special Meeting, 19 March, 1946.*
- (50) *FEC 031/1, 21 March 1946. Activities of the FAR EASTERN COMMISSION Report by the Secretary General February 26, 1946-July 10 1947, United States Government Printing Office, Washington D. C. 1947, Appendix 8.*
- (51) 憲法調査会、前掲書、454 頁。
- (52) George A. Blakeslee, *ibid.*, p. 29. なお、同書では総選挙の期日を 3 月 21 日と記述されている。
- (53) *Minutes of 2nd FEC Meeting, 6 March 1946.* この時点では、総選挙の日取りは 3 月 31 日に設定されていた。
- (54) 以上につき、*Minutes of 3rd FEC Meeting, 14 March 1946.*
- (55) *FEC-021/1, 15 March 1946.*
- (56) *Minutes of 4th FEC Meeting, 20 March 1946.*
- (57) *FEC-021/3, 29 March 1946.*
- (58) *Minutes of 6th FEC Meeting, 30 March 1946.*
- (59) *Press Release, 6th FEC Meeting, 30 March 1946.*
- (60) ヒュー・ポートン著、五百旗頭真監修・五味俊樹訳、前掲書、232 頁。
- (61) *WD1566 23 April 1946, From: CINCAFPAC to WARCOS (For*

*Parks From Baker*). また、みよ。22 April 1946, R6-5, Box 80, MacArthur Archives. なお、SCAP Summation of Non-Military Activities April 1946 は、政治的革命を遂げたのであり、真の民主主義に向かって正真正銘の歩を進めたのだと記述している。